○防衛省告示第五十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　その他

自衛艦六隻

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区　間　敷地の幅員　延長

登米市中田町浅水字新十三号三八番一から同市東和町米谷字越路一二五番一まで　一一・二〇〜一一〇・二〇メートル　五・〇八〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年三月十日

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

上越市大字茶屋ケ原字鳥が首九六四番一から同市名立区名立小泊字鳥ケ首七番一まで　前　二七・五〇〜五四・〇〇メートル　〇・三六九キロメートル

後　四二・五〇〜六九・〇〇　〇・三六九

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　上越市大字茶屋ケ原字鳥が首九六四番一から同市名立区名立小泊字鳥ケ首七番一まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十日

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

妙高市大字猪野山字大内田五八番三地内　前　一〇九・六〇〜一二四・〇〇メートル　〇・〇一一キロメートル

後　一一二・〇〇〜一二五・六〇〇　〇・〇一一

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十八号　妙高市大字猪野山字大内田五八番三地内　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十日

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十号　氷見市脇方字前田三一八番二から同市宇波字越前四八七一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十日

○北陸地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千九百二十一号加賀都市計画道路事業

三・五・四十二号片山津中央線

三　事業施行期間　自平成十二年九月二十七日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし